

平成28年度 第2回

## 福岡市中央卸売市場市場取引委員会

【日時】 平成29年1月18日（水） 13時30分～

【場所】 福岡市中央区天神2丁目14番8号  
福岡天神センタービル8階  
TKPガーデンシティ M-4会議室

# 会 議 次 第

## 1. 開 会

## 2. 開設者挨拶

## 3. 議 題

「福岡市中央卸売市場業務条例」の一部改正について

- ・ これまでの経緯及び各部市場取引委員会報告
- ・ 条例改正案について
- ・ 今後のスケジュール（予定）

（別添資料1） 「福岡市中央卸売市場業務条例（昭和46年条例第59号）  
新旧対照表」

（別添資料2） 「福岡市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和46年規則第94号）  
新旧対照表」

（参考資料） 「平成28年度第1回福岡市中央卸売市場市場取引委員会  
資料（抜粋）」

## 4. 閉 会

福岡市中央卸売市場市場取引委員会 委員名簿

(敬称略・順不同)

氏 名	選 出 区 分
大 原 弥 寿 男	福 岡 市 議 会 議 員
津 田 信 太 郎	福 岡 市 議 会 議 員
堤 田 寛	福 岡 市 議 会 議 員
笠 康 雄	福 岡 市 議 会 議 員
鬼 塚 昌 宏	福 岡 市 議 会 議 員
とみなが 正 博	福 岡 市 議 会 議 員
甲 斐 諭	中 村 学 園 大 学 学 長
波 積 真 理	熊 本 学 園 大 学 商 学 部 教 授
井 出 龍 子	消 費 生 活 相 談 員
中 村 貞 子	福 岡 市 農 業 協 同 組 合 理 事
山 本 智 子	福 岡 県 弁 護 士 会 会 員
川 端 淳	(株) 福 岡 魚 市 場 代 表 取 締 役 社 長
青 柳 清 一 郎	福 岡 中 央 魚 市 場 (株) 代 表 取 締 役 社 長
丸 小 野 光 正	福 岡 大 同 青 果 (株) 代 表 取 締 役 社 長
吉 田 満	福 岡 食 肉 市 場 (株) 代 表 取 締 役 社 長

# 平成28年度 第2回 福岡市中央卸売市場市場取引委員会(座席表)

傍 聴 席	甲斐 副委員長		笠 委員長(議長)	
	中村 委員			大原 委員
	山本 委員			津田 委員
	川端 委員			堤田 委員
	青柳 委員			鬼塚 委員
	丸小野 委員			とみなが 委員
	吉田 委員			井出 委員

報 道 席	西依 鮮魚市場長	平田市場課長 (食肉市場長兼務)	津留 中央卸売市場長	棕野 農林水産局長	三宅 青果市場長
	事務局			檜崎 課長(青果市場ブ ランド化推進担当)	事務局

事務局

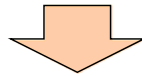
事務局

## 議題 「福岡市中央卸売市場業務条例」の一部改正について

### (1) これまでの経緯及び各部市場取引委員会報告

#### 第1回市場取引委員会（平成28年8月17日）

- 卸売市場法施行規則の一部改正について報告。輸出に係る第三者販売及び直荷引きが可能となる。実施にあたっては、業務条例の改正が必要。
- 条例改正に伴う課題等について各部市場取引委員会において協議を行い、出された意見を踏まえながら、第2回市場取引委員会において条例改正について再度の協議を行うとの方針を決定。



#### 各部市場取引委員会

平成28年9月 1日	食肉部市場取引委員会
平成28年9月15日	青果部市場取引委員会
平成28年9月 6日、12月6日	水産物部市場取引委員会

#### 各部市場取引委員会の主な意見

- 食肉部市場取引委員会
  - 卸売業者が取り扱っている枝肉単位での輸出取引はほとんど行われておらず、部分肉への加工にかかるコストを考慮すると、将来的にも卸売業者が輸出に参入する可能性は低いこと、食肉市場には仲卸業者が置かれていないことから、今回の改正は市場取引に特段の影響を生じない。
  - 輸出取引において、肉牛、肉豚が高値で販売されることを期待する。
  - 取引先を多方面に持つことは重要であり、輸出促進を要望する。
- 青果部市場取引委員会
  - 輸出が拡大することには期待する。
  - 仲卸業者の直荷引きについて、適正な運用を求める。
  - 輸出に係る第三者販売を行うに当たり、今まで通りの品ぞろえを確保するため、卸売業者の集荷努力が必要。
- 水産物部市場取引委員会
  - 水産物部は天然魚と養殖魚を分けて考える必要がある。
  - 鮮魚市場の取扱の中心を占める天然魚は、入荷量の予測がつかず、輸出に回されると市場への影響が大きいので反対である。
  - 対象品目を養殖魚に限定するのが良い。

### (2) 条例改正案について（別紙新旧対照表参照）

卸売市場法施行規則の改正に伴い、業務条例のひな形として国が示している「中央卸売市場業務規程例」の一部改正が行われており、基本的にこれに準拠した条例改正案としている。

#### 改正概要

卸売業者及び仲卸業者の業務の規制について例外規定の追加を行い、市場における取引の秩序を乱すおそれがないと市長が承認した場合に、輸出に係る第三者販売及び直荷引きを行うことを可能とする。

#### ○輸出に係る第三者販売

- 要件（条例第45条第1項第4号）  
卸売業者が輸出に関する契約に基づき卸売する場合であって、契約において物品の品目、数量の上限、実施期間、入荷量が著しく減少した場合の措置について定めていること、市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていることを要件とする
- 申請手続（条例第45条第5項、規則第55条第5項）  
輸出に関する契約書を添えて、申請書の名称、相手方、物品の品目等を記載し申請書を提出する。
- 卸売数量等の報告（条例第45条第7項、条例第59条、規則第55条第7項）  
輸出に係る第三者販売について、既存の第三者販売（残品、共同集荷等）と同様に、卸売数量等を報告する。

#### ○輸出に係る直荷引き

- 要件（条例第55条第2項第4号）  
仲卸業者が輸出のための買入れに関する契約に基づき買入れる場合であって、契約において物品の品目、数量の上限、実施期間、入荷量が著しく減少した場合の措置について定めていること、市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていることを要件とする
- 申請手続（条例第55条第7項、規則第63条第5項）  
輸出のための買入れに関する契約書を添えて、申請書の名称、相手方、物品の品目等を記載し申請書を提出する。
- 販売数量の報告（条例第55条第9項、規則第63条第8項）  
輸出に係る直荷引きについて、既存の直荷引き（買入れが困難な物品、共同集荷等）の場合と同様に、販売数量等を報告する。
- 仲卸業者市場使用料（条例及び規則 別表第4）  
既存の直荷引き（買入れが困難な物品、共同集荷等）と同様に、輸出に係る直荷引きについて、仲卸業者市場使用料を納付する。

#### ○その他の改正

- 衛生上有害な物品等の売買禁止等（条例第58条、規則第65条）  
人の健康に危害を及ぼす可能性がある物品の市場内への搬入禁止の追加
- 調整転送の廃止（条例第45条第1項第1号ウ）  
青果部三市場の統合により各市場間の調整転送の規定を廃止する。

(3) 今後のスケジュール (予定)

時 期	条 例	規 則
平成29年 2月下旬	改正案を市議会へ 上程	
	市議会での議決	条例の議決後に市長決裁
	農林水産大臣への 改正の認可申請	同左
平成29年 3月	農林水産大臣の認可	同左
平成29年 4月	施行	同左